

協議会規程第13号

主査選考規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の主査の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 選考における受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 選考を実施する年度の3月末日における年齢が34歳以上57歳未満の者
 - (2) 選考を実施する年度の3月末日において、大阪府内の市町村が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の職に2年以上在職している者
- (欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考の対象とすることができないものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたすおそれのある者
- (2) 懲戒処分を受け、当該選考実施年度の翌年度の4月1日において、当該処分の日から2年を経過しない者

(選考委員会)

第4条 主幹選考規程第4条第1項に規定する主幹・主査選考委員会（以下「委員会」という。）は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、筆答試験、適性評価（面接審査を含む）及び経歴評価によって行う。

- 2 前項の配点及び内容は、別表のとおりとする。
- 3 経歴評価の方法については、大阪府教育委員会が実施する主査選考における経歴評価の方法に準じて、別に定める。

(合格者の決定)

第6条 選考における合格者の決定は、総合得点の上位得点者から順に行うものとする。ただし、筆答試験において一定の基準に満たない者又は適性評価において主査として適当でないと評定された者については、他の試験又は評価の結果にかかわらず不合格とする。

2 前項に基づく合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が専決する。

3 会長は、前項の専決後すみやかに合否の結果を選考対象者の属する市又は町の教育委員会の教育長に通知しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月29日から施行する。

別表

区分		配点	選 考 の 内 容
筆答 試験	択一式	60点	学校事務一般に関する基礎的知識等についての試験
	記述式	60点	学校事務を遂行するにあたっての能力・考え方についての試験
適性評価（面接考査を含む）		40点	主査としての適性等の評価
経歴評価		40点	学校事務職員としての経歴等の評価